

要　望　書

上十二町地区

下十二町地区

要 望 書

新緑の候、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、市民の安全安心対策をはじめ、住みよい住環境の整備にご尽力なさっていることに対し、深く敬意を表します。

当地区には十二町潟水郷公園がありますが、この公園は貴重な歴史性と自然資源をいかした都市公園として平成9年に氷見市が整備されたものであります。

公園内には国指定の鬼バス発生池、美しい幾何学模様の「アド橋」、「フラワータワー」などがあり「歴史が息づく心のふるさと」として市内外の皆さんに親しまれています。また、近年の白鳥飛来は冬の風物詩として県内でも有名になっており、飛来時期にはたくさんの白鳥ファンが訪れております。

このように、当公園は氷見市の観光資源として貴重な役割を果たしております。

一方、この潟は、県営かんがい排水事業により万尾川と分離され、上流と下流の2か所に水門が設置されました。この水門は当地区のかんがい用水の調整や洪水対策の役割を担っておりますが、現在、上流側の水門が故障し洪水時に開門することが困難な状況にあります。

また、この潟が万尾川と分離されて以来、年月の経過とともに、大型の水草が生い茂り水の流れが大変悪い状況になっております。このため灌漑用水の取水に支障をきたすとともに、島沖崎川河口の住宅地周辺まで泥土が堆積し、平常時でも流れが渓み生活環境にも悪影響を及ぼしております。とりわけ、これからの大雨の時期には住宅の床下浸水も大変心配されます。

つきましては、このような状況を改善するとともにきれいな都市公園の景観を保つため潟の浚渫と上流水門の補修をお願いするものであります。

なお、水門設置の経緯や対応策の詳細は別添資料のとおりでありますので何卒ご配慮くださるようお願い申し上げます。

平成28年6月30日

氷見市長 本川 祐治郎 様

上十二町区長 船場 健治

下十二町区長 谷内



1. 水門設置等の経緯

現在の十二町潟は、下記の県営かんがい排水事業で整備され現在の形になっており、十二町潟の上流側と下流側の水門もこの事業で設置されました。

(第1回 排水改良事業)

整備事業：県営かんがい排水事業 十二町潟沿岸地区

整備年度：昭和22年～昭和44年

整備区間：現在の仏生寺川、神代川、万尾川、十二町潟の形に整備
潮止水門1箇所、排水機場2箇所（村上、神代）

(第2回 排水改良事業)

整備事業：県営かんがい排水事業 万尾川地区 地元負担無

整備年度：昭和61年～平成16年

整備区間：万尾川調整ゲートから中谷内川の合流地点（2.55km）

第1回目の事業実施前は、現在の十二町潟と万尾川には堤防がなく一つの大きな河川でしたが、排水改良のため堤防を作ったため、十二町潟の上流側に取水用の水門、下流側に排水用の水門を設置しました。

その後、国営総合かんがい排水事業で十二町潟排水機場が設置されましたが、万尾川の河床が浅い事などで十分な効果を発揮できなかったため、県営かんがい排水事業（2回目）で排水改良をしました。

この事業では、万尾川水位を下げるため河床を深くしたので、十二町潟上流側の取入れ水門から水を補給できなくなったため、補給用ポンプを設置したものと考えられます。

2. 水門操作の現状

(1) かんがい用

上流水門（取入）：十二町潟のかんがい用水が不足した場合に水門を開けて水を取り入れる必要がありますが、現在は、万尾川水位が低く自然に取り入れるとこが出来ないため、用水の取り入れで開操作をすることはありません。

下流水門（吐出）：かんがい用としては、特に操作は実施しておりません。

(2) 洪水時

上流水門（取入）：大雨時に十二町潟の水位が上がり、県道付近の住宅が浸水する恐れがあるため、開く操作を実施している。

下流水門（吐出）：大雨時に十二町潟の水位が上がり、県道付近の住宅が浸水する恐れがあるため、開く操作を実施している。

※上流、下流水門等の施設の高さ関係については、別添の資料を参照

3. 湛水の原因

(1) 排水路、沖崎川、十二町潟に土砂が堆積し排水断面が減少し排水能力が低下している。

(2) 上流水門が故障し、大雨時にも開放操作ができない。

4. 湛水防止、用水確保対応策（案）

(1) 十二町潟及び沖崎川の浚渫

沖崎川～十二町潟～十二町潟上流、下流水門への十分な通水断面を確保し、流れをよくするため各箇所の浚渫を行う。

(2) 沖崎川河口付近に水門を設置（新設）

平常時の湛水防止のため、沖崎川と十二町潟に水門を設置しポンプで強制排水する。

(3) 上流側水門の補修

大雨時には上流水門を開放し住宅地の浸水を防止するため、現在故障中の水門を補修する。

※修理する場合の問題点（費用の負担は誰がすべきか）

- ①道路、住宅の浸水対策は一般的に市が実施している
- ②十二町潟水郷公園の景観維持やオニバス発生地の保護は市が実施。
- ③農業用水施設の管理は、土地改良区及び地元が実施。

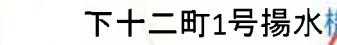
十二町潟周辺の現況

水見・志道

八幡社



下十二町1号揚水機



下流水門

十二町潟

万尾川

万尾川幅11.0m

下流水門(開口9.5m)
水門2.0m+余水吐7.5m



上流水門写真(開口2.8m)



万尾川

水見市土地改良区

1:5000